

高麗川駅東口開設に伴う関連事業等に係る説明会 質疑応答

質疑応答			
1	①	Q	東口駅前の高麗川駅東口通線方面に赤白のガードパイプが道路上に設置されていますが、そのまま残りますか。
		A	現在、警察の指導によりガードパイプを設置しています。しばらくは現状のままとなります。
	②	Q	東口駅前にあるゼブラゾーンについて、送迎用バスや駅の駐車スペースとして利用して問題ありませんか。
		A	ゼブラゾーンに車を駐車することは道路交通法上禁止されていませんが、駐停車を推奨している部分ではありません。
2	①	Q	学習センター西側の歩行者用道路がそのままの形状で残されるとききました。道幅が狭いので広げてもらう事はできますか。
		A	現況の歩行者用道路については、整備をし直す計画はありません。新たに作る道路の学習センター側に歩道(幅員2.5m)を整備します。新たに完成する歩道をご利用ください。
3	①	Q	新設道路の設置に伴い、駐車場台数が減になりますが、検診の際に検診車が駐車するスペースはありますか。
		A	今まで通り、検診車が停車できるよう調整を進めています。
	②	Q	現在の駐車場部分に道路が新設されるという事ですが、全体の駐車可能台数が減ってしまう事はありますか。
		A	道路新設により減少する分の駐車スペースは、職員等の車を敷地外に出すことで台数を確保したいと考えています。また、生涯学習センター東側の砂利駐車場は舗装等の整備することを検討しています。
	③	Q	生涯学習センター東側駐車場は、近くに子供の遊具があるため、駐車場利用台数が増えると危険もあると思います。
		A	いただいた意見を参考に、最善の形態を模索したいと思います。

高麗川駅東口開設に伴う関連事業等に係る説明会 質疑応答

質疑応答			
4	①	Q	市道幹線89号から市道289号線を横断してロータリーにアクセスする際はどのように進行すればいいですか。
		A	今後整備の中で、市道幹線89号と市道B289号線の交差点部分で一時停止し、B289号線に進入し、ロータリー南側からアクセスする動線となります。
	②	Q	ロータリー内は一方通行ですが、市道B289号線も一方通行になりますか。
		A	一方通行にはなりません。ただし、駅前広場内が一方通行のため、幹線89号から駅前広場に入る場合には南側に曲がる形となります。
	③	Q	市道幹線89号から右折していく車と、駅前広場から市道幹線89号に進入する車で交差するので、接触事故の恐れがあると思います。
		A	カーブミラーを設置するなど、安全対策の検討を進めていきます。
	④	Q	市道幹線89号に隣接する生活道路について、交通量が増えて既存の生活道路から出るのに危険だと思います。
		A	現時点で既存の形状を変更する計画はありません。
	⑤	Q	新たに交通規制を行う事はできませんか。
		A	警察協議を行った結果この形となったため、利用者に注意していただくこととなります。
5	①	Q	駅前広場の道路を挟んだ隣接地に住んでいます。以前駅前広場の拡張があるという計画を聞いていましたが、現在も進行していますか。拡張計画が進んでいる場合、今後市の事業として移転の可能性はありますか。
		A	駅前広場の拡張等追加整備の計画は現時点ではありません。今後何かしらご協力いただく必要が生じた場合は、個別に対応させていただきます。
6	①	Q	市道幹線89号沿いの歩道が途中までできています。歩道の延伸計画がありますか。また、横断歩道を新たに設置する計画がありますか。
		A	歩道整備の延伸については、土地の制約があり、市道B289号線まで一帯的に整備する事が難しい状況です。歩行者空間を明確化するため、グリーンベルトを設置しています。横断歩道については、利用状況に応じて、危険性の高い箇所は、警察へ要望していきます。
	②	Q	都市計画の変更によって、地価が上がるのでしょうか。
		A	固定資産税に係る土地の評価については、3年に1回の評価替によって変動します。すぐに変動するという事ではありません。
7	①	Q	高麗川駅の看板について、高麗川駅という駅名の表示の下の埼玉県日高市という記載にはどんな意味がありますか。
		A	JRの基本フォーマットに則ってレイアウトされているため、具体的な意味については認識しておりません。

高麗川駅東口開設に伴う関連事業等に係る説明会 質疑応答

質疑応答		
8	①	Q 高麗川駅舎のホームに降りる通路壁面にポスターを剥がした跡が残っており、見栄えが悪いので綺麗にしてほしいです。また、日高市でも維持管理の観点からチェックをしてほしいと思います。
		A ポスターの跡が残っている場所は跨線橋という部分で、JRが管理主体となっており、市で何かする事ができない場所になります。ただし、JRと協議の機会があるので、その際に綺麗にしてほしい旨を伝えます。
9	①	Q 市道幹線89号と市役所通りが交わる交差点で市役所通りを渡る横断歩道が一本しかなく、危険だし不便に感じます。
		A 横断歩道の設置については、警察と協議を行い、警察が設置場所を決めています。横断部分を一本に絞って横断歩行者の危険を減らすというのが警察の方針になっています。
10	①	Q 東口開設、市道B954号線の開通に伴い、交通量が増える事が想定されますが、歩道や横断歩道に係る道路の安全対策をどのように考えていますか。また、市道B954号線の新設に伴い、既存の桜の木が伐採されると思いますが、植樹等の予定はありますか。
		A 歩道については、生涯学習センターより西側では道路上に宅地部分がかかる箇所があるため、駅まで一貫した歩道の整備は難しい状況です。南北の道路に係る横断歩道の整備について、現時点では警察協議において設置ができないという事になっています。桜の木については、工事を行う際に該当部分の桜の木を伐採します。植樹については改めて検討します。
	②	Q 交通量が増える事が分かっているので、事故が起きる前に改善してほしいと思います。
	A 交通規制に関しては警察の管轄になるので、要望すれば設置されるという事ではないのでご理解ください。	
11	①	Q 用途地域の近隣商業地域部分について、私の住んでいる場所がこの箇所なのですが、今後移転の相談がある可能性はありますか。
		A 民間の会社がスーパーマーケットを建てたいとなった場合、事業者から地権者へ相談に行く可能性はあります。
	②	Q 電車に乗る人と電車から降りた人が跨線橋ですれ違う際にぶつかりそうになっており危険を感じます。事故が起こらないように分かりやすい標記にしてほしいです。
		A 跨線橋については、一応、上り下りの案内表示は設置されていますが、さらに分かりやすい表示になるようJRへ働きかけを行います。
	③	Q 市道幹線89号を車で走っている際に子供が飛び出してきた危なかった経験があります。歩道や横断歩道の設置が難しいという事を理解していますが、設置に向けて警察協議を継続してほしいです。歩道、横断歩道の設置が難しければ、車への注意喚起を促すような看板やミラーの設置等安全面について検討してほしいです。
		A 交通状況の変化により、歩道や横断歩道が設置されていないことで危険な部分が出てくる可能性はあると思います。警察の規制については、警察協議が済んだから終わりということではなく、利用状況に応じて、危険な箇所などが出てくれば、警察に要望をしていくことはできます。また、警察は規制をかけますが、市役所は規制はできません。ですが、注意、啓発をすることはできます。現状を見つつ、区長さんからも提案をいただきながら、「速度落とせ」「歩行者注意」といった注意看板設置等の検討をしていきたいと考えています。
12	①	Q 要望になりますが、市道幹線89号の一本北側の道になります。その道の周辺に小さい子供が住んでいたり、道自体が通学路になっています。しかし、抜け道に使う人がスピードを上げて通過していく事があり危険です。30キロ規制にしてほしいです。
		A 今後、道路交通法の改正(令和6年9月施行)により、道路標識の無い、一車線道路については最高速度が抑制されます(時速30キロ制限)。こうした法改正等の状況も踏まえて対応を検討していきたいと思っています。